

## 高槻市運送事業者物価高騰対策支援金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、原油価格または物価の高騰により経営に影響を受けながらも、運送事業の継続に努める中小事業者を支援するため、高槻市運送事業者物価高騰対策支援金（以下、「支援金」という）の交付について必要な事項を定めるものとする。

### (支給対象者)

第2条 支援金の交付の対象となる者（以下、「支給対象者」という）は、次の各号すべてに該当する者とする。ただし、次項各号に該当する者を除く。

- (1) 中小企業信用保険法第2条に規定する中小事業者または令和3年度高槻市事業者応援緊急給付金の受給者
- (2) 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）に基づく一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業または貨物軽自動車運送事業（以下、「運送事業」という）を営む者
- (3) 令和4年11月30日までに市内に事業所を有し、事業を開始していること
- (4) 受給後も事業継続の意思を有すること

2 前項に掲げる支給対象者から除く者は次のとおりとする。

- (1) 令和4年度に市が実施する高槻市中小事業者物価高騰対策支援金を受給者及び受給する予定の者（ただし、追加支援に係る部分については、第3条第6項の規定による。）
- (2) 代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、高槻市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員、同条第3号に規定する暴力団密接関係者である者

### (支援金の額)

第3条 支援金の額は、下記の表に定める基本支援額に追加支援額を加えた金額とする。

基本支援額	法人 100,000円	個人事業主 50,000円
追加支援額	普通自動車 40,000円/台	軽・小型自動車 20,000円/台

- 2 前項の表に掲げる追加支援対象の車両の種別（普通自動車・軽自動車・小型自動車）は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）の規定に基づくものとする。
- 3 追加支援の車両台数は、令和4年11月1日時点で運輸局に登録・届出があり、市内の営業所で保有している台数とする。ただし、令和4年11月2日以降に開業した支給対象者は、申請日時点の保有台数とする。
- 4 牽引車については、普通自動車の種別に該当するものとする。

- 5 リース契約をしている車両など、使用権利や補修義務が申請者にあることが認められる場合は追加支援の対象とする。
- 6 支給対象者のうち、令和4年度に市が実施する中小事業者物価高騰対策支援金の支給を既に受けた者は、追加支援にかかる部分について算定するものとする。

(交付の申請等)

第4条 支給対象者は、市長に対し、支援金の交付の申請及び請求（以下、「申請等」という）をすることができる。

- 2 申請等は、令和5年1月31日午後5時15分までに、高槻市運送事業者物価高騰対策支援金交付申請書兼請求書（様式第1-1号または様式第1-2号）により行わなければならない。なお、各申請書を用いることができる者は次のとおりとする。

(1) 様式第1-1号

支給対象者のうち、令和4年11月1日現在、近畿運輸局長から一般貨物自動車運送事業または特定貨物自動車運送事業に係る経営の許可（以下、経営許可という）を受けている者、または貨物軽自動車運送事業経営届出書を所管運輸支局に提出している者で、令和3年度高槻市事業者応援緊急給付金の支給を受けた者

(2) 様式第1-2号

前号以外の者

- 3 次に掲げる事項に該当する場合は、申請書に各号記載の書類等を添付しなければならない。

(1) 車両（軽自動車）を申請する場合

貨物軽自動車運送事業経営届出書および軽自動車の所有を確認できる書類の写し等

(2) 11月2日以降に開業した者

高槻市内の運送事業所に係る経営許可書または届出書の写し

(3) 令和3年度高槻市事業者応援緊急給付金を受給していない者及び口座を変更する者

申請書に記載された振込先口座に係る事項が確認できる通帳その他の書類等の写し

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要に応じて求める書類等

- 4 市長は、支援金の適正な交付のために必要があると認めるときは、申請者の不利益とならない範囲内において、申請等の内容に修正を加えることができるものとする。

- 5 第2項及び第3項の規定に関わらず、市長は申請書に記載すべき事項及び添付すべき書類のうち、特に必要がないと認めるものについては、その必要がないと認める事項の記載及び書類の添付を省略させることができる。

(交付の決定等)

第5条 市長は、申請等があったときは、その内容を審査し、申請があった日から40日以内に、支援金の交付の可否を決定するものとする。

2 交付決定された申請者は、高槻市運送事業者物価高騰対策支援金交付決定通知書発行申請書(様式第2号)により、市長に対し、交付決定通知書の発行を申請することができる。

3 市長は、前項の申請を受けた場合は、高槻市運送事業者物価高騰対策支援金交付決定通知書(様式第3号)を発行するものとする。

4 市長は、申請に対し、不交付決定をしたときは高槻市運送事業者物価高騰対策支援金不交付決定通知書(様式第4号)により、速やかに申請者に通知するものとする。

5 市長は、予算の範囲内で交付決定をするものとする。

6 交付決定は、一事業者1度限りとする。

(支援金の交付)

第6条 市長は、前条の規定により支援の交付決定を行った場合には、交付決定を行った日から30日以内に支援金を交付するものとする。

(申請の取下げ)

第7条 申請者は、第4条第1項の規定による申請を行った場合において、当該申請を行った日の翌日から起算して30日以内に限り、申請の取下げをすることができる。

2 前項の申請の取下げは、高槻市運送事業者物価高騰対策支援金交付申請兼請求取下書(様式第5号)により行わなければならない。

(交付決定の取消し等)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、交付決定を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請その他不正な手段により支援金の交付を受け、又は受けようとしたとき。

(2) この要綱に違反したとき。

(3) その他市長が不適正と認めたとき。

2 市長は、前項の規定による交付決定の取消しを行ったときは、その旨を高槻市運送事業者物価高騰対策支援金交付決定取消通知書(様式第6号)により交付決定に係る申請者に通知するものとする。

(支援金の返還)

第9条 申請者は第7条の規定による申請の取下げを行ったとき、または第8条の規定による交付決定の取消しが行われた場合で、既に支援金を受給している場合は、支援金の全部若しくは一部を返還しなければならない。

2 市長は、申請者が第7条の規定による申請の取下げを行ったとき、または第8条の規定による交付決定の取消しを行った場合で、既に支援金を交付している場合は、給付金の全部若しくは一部の返還について通知するものとする。

3 前項の規定による返還の通知（以下「返還通知」という。）は、高槻市運送事業者物価高騰対策支援金返還通知書（様式第7号）により行うものとする。

(加算金)

第10条 返還通知を受けた者は、支援金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該返還通知に係る額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額とし、100円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。）につき、年7.3パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。ただし、やむを得ない事情があると市長が認めるときは、この限りでない。

(譲渡等の禁止)

第11条 交付決定を受けた者は、支援金の交付を受ける権利を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保に供してはならない。

(理由の提示)

第12条 市長は、第5条第4項の規定による不交付決定及び第8条第1項の規定による交付決定の取消し、第9条第2項及び第3項の規定による返還通知、その他この要綱に基づく指示をするときは、申請者に対し、その理由を提示するものとする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に関し必要な事項は、街にぎわい部長が定める。

附 則

1 この要綱は、令和4年11月25日から実施する。

2 この要綱は、令和6年3月31日をもって、廃止する。

高槻市運送事業者物価高騰対策支援金交付申請書兼請求書  
(令和3年度給付金等受給者用)

令和 年 月 日

(あて先) 高槻市長

申請者

フリガナ  
代表者

代表者印

印

代表者の生年月日 (西暦) 年 月 日

原油価格または物価の高騰により経営に影響を受けているため、高槻市運送事業者物価高騰対策支援金の支給を受けたいので、同支援金交付要綱第4条の規定により、次のとおり申請及び請求をします。なお、裏面(誓約事項)記載事項について、その内容を確認したうえで、同意します。

1 交付申請額  円 (①~④の合計金額を記入してください。)

申請内訳 (詳細は裏面下部【参考:車両区分について】に記載)

車両区分	普通・牽引車 (4万円/台)	小型自動車 (2万円/台)	軽自動車 (2万円/台)	基本支援額
台数	台	台	台	
支援金	① 円	② 円	③ 円	④ 円

※令和4年11月1日時点で、運輸局に登録されている台数を記載しています。

※貨物運送に係る軽自動車を所有している場合は、上記空欄に令和4年11月1日時点の台数をご記入ください。

2 申請者情報

法人番号 (法人のみ)		開業年月日	年 月 日
資本金 (法人のみ)	円	従業員数	人
ご担当者名 (カタカナ)		電話番号	

3 支援金振込先 (いずれか1つにチェックを入れてください)

①令和3年度と同じ口座 ( ) に振り込んでください。(裏面記入不要)

②令和3年度と異なる口座に振り込んでください。(裏面に振込先口座を記入・貼付してください)

4 添付資料

(1) 貨物軽自動車運送事業経営届出書(控) (1交付申請額の内訳で、軽自動車の台数を記入した場合のみ)

(2) 軽自動車の車検証の写しまたは軽自動車届出済証の写し【台数分】 (1交付申請額の内訳で、軽自動車の台数を記入した場合のみ)

(3) 通帳等の写し (3支援金振込先で②を選択した場合のみ)

(市処理欄) ※記入しないでください。

確認	登録	変更内容	住・名・者 口座・他	入力 済	不備箇所	印・口座・他	連絡日	/	不在・不通	完了
----	----	------	---------------	---------	------	--------	-----	---	-------	----

【振込口座を変更する方】

令和4年度 振込先口座										
金融機関名			支店名			分類	口座番号 (右詰めでお書きください)			
1. 銀行 2. 信用金庫 3. ( )			本・支店 本・支所 出張所			1 普通 2 当座 3 その他				
金融機関 コード			支店 コード							
口座名義 (カタカナ)										
※ 口座名義が法人名または代表者名と異なる場合は、以下の欄に代表者が署名・押印（認印）してください。										
上記口座に振り込むことを承諾します。 (代表者役職・氏名) <span style="float:right">⑩</span>										

↓ 口座を変更する方は、必ず通帳等の写しを貼付してください。

※通帳等のコピー貼り付け欄（通帳は、表紙をめくった最初のページをコピーし貼り付けてください）

貼 付 欄

貼付書類：通帳等の写し（令和3年度に給付を受けた方で、口座を変更しない方は貼付不要）

誓 約 事 項

- 高槻市運送事業者物価高騰対策支援金交付要綱を遵守します。
- 申請日現在、高槻市内で事業を継続して行っており、今後も事業継続を図ります。
- 令和4年11月30日までに、市内で運送業を営むために必要な許可または届出を行っています。
- 申請台数は、令和4年11月1日現在（11月2日以降の新規事業者は申請日時点）で運輸局に登録されている台数です。その他当申請書に記載の申請内容に偽りはありません。
- 代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等（以下「代表者等」という。）が、高槻市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員、同条第3号に規定する暴力団密接関係者ではありません。
- 上記5のいずれかに該当することとなった場合は、直ちにそのことを市に届け出るとともに、該当の有無に関して調査が必要となった場合には、高槻市が求める必要な情報及び資料（法人の役員名簿等）を遅滞なく提出します。
- 調査等の結果、上記5のいずれかに該当することが判明した場合は、要綱第8条に基づき、支援金の交付を取り消されること、及び要綱第9条並びに第10条に基づき、支援金の返還が必要なことを確認しています。
- 高槻市に提出した資料等を、市が大阪府警察本部又は高槻警察署へ提供し、意見を聴くことに同意します。
- 同一の事業者として支援金を二重に受給するなど、その他市長が不適正と認めるときは、交付要綱に基づく返還を行います。

【参考：車両区分について】道路運送車両法に基づき、運輸局に提出しているものに準じます。

区 分	普通自動車	小型自動車		軽自動車			
	4輪以上	4輪以上	3輪	2輪	3輪以上	2輪	
構造	長さ(m)	小型自動車より	4.7以下	3輪の軽自動車より大	2輪の軽自動車より大	3.4以下	2.5以下
	幅(m)	大きいもの	1.7以下	きいもの	きいもの	1.48以下	1.3以下
	高さ(m)		2.0以下			2.0以下	2.0以下
	エンジンの 総排気量(cc)※	同上	660をこえ 2,000以下	660を こえる	250を こえる	660以下	125をこえ 250以下

※ディーゼルエンジンの場合は排気量の適用なし。

※牽引車（トラクター）については「普通自動車」として計上します。

※被牽引車（トレーラー）については計上しません。

## 高槻市運送事業者物価高騰対策支援金交付申請書兼請求書

令和 年 月 日

（あて先）高 槻 市 長

住 所	〒
法人名・屋号・商号	
(フリガナ) 代表者氏名	( ) ⑩
生年月日	(西暦) 年 月 日

〔 ※法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名 〕

原油価格または物価の高騰により経営に影響を受けているため、高槻市運送事業者物価高騰対策支援金の支給を受けたいので、同支援金交付要綱第4条の規定により、次のとおり申請及び請求をします。なお、裏面（誓約事項）記載事項について、その内容を確認したうえで、同意します。

1 交付申請額                      円 （①～④の合計金額を記入してください。）

申請内訳（詳細は裏面下部【参考：車両区分について】に記載）

車両区分	普通・牽引車 (4万円/台)	小型自動車 (2万円/台)	軽自動車 (2万円/台)	基本支援額
台数	台	台	台	
支援金	① 円	② 円	③ 円	④ 円

※令和4年11月1日時点で、運輸局に登録されている台数を記載しています。

※貨物運送に係る軽自動車を所有している場合は、上記空欄に令和4年11月1日時点の台数をご記入ください。

2 申請者情報

法人番号（法人のみ）		開業年月日	年 月 日
資本金（法人のみ）	円	従業員数	人
ご担当者名（カタカナ）		電話番号	

3 支援金振込先（必ず裏面に通帳等の写しを貼付してください）

令和4年度 振込先口座										
金融機関名			支店名				分類	口座番号（右詰めでお書きください）		
1. 銀行 2. 信用金庫 3. ( )			本・支店 本・支所 出張所				1 普通			
金融機関 コード			支店 コード				2 当座			
金融機関 コード			支店 コード				3 その他			
口座名義 (カタカナ)										
※ 口座名義が法人名または代表者名と異なる場合は、以下の欄に代表者が署名・押印（認印）してください。 上記口座に振り込むことを承諾します。 （代表者役職・氏名） ⑩										

（市処理欄）※記入しないでください。

確認	バ登録	変更内容	住・名・者 口座・他	入力 済	不備箇所	印・口座・他	連絡日	／	不在・不通	完了
----	-----	------	---------------	---------	------	--------	-----	---	-------	----

#### 4 添付資料

- (1) 貨物軽自動車運送事業経営届出書（控）（1 交付申請額の内訳で、軽自動車の台数を記入した場合のみ）
- (2) 軽自動車の車検証の写しまたは軽自動車届出済証の写し【台数分】（1 交付申請額の内訳で、軽自動車の台数を記入した場合のみ）
- (3) 通帳等の写し（3 支援金振込先で②を選択した場合のみ）

↓必ず通帳等の写しを貼付してください。

※通帳等のコピー貼り付け欄（通帳は、表紙をめくった最初のページをコピーし貼り付けてください）

### 貼 付 欄

### 誓 約 事 項

- 1 高槻市運送事業者物価高騰対策支援金交付要綱を遵守します。
- 2 申請日現在、高槻市内で事業を継続して行っており、今後も事業継続を図ります。
- 3 令和4年11月30日までに、市内で運送業を営むために必要な許可または届出を行っています。
- 4 申請台数は、令和4年11月1日現在（11月2日以降の新規事業者は申請日時点）で運輸局に登録されている台数です。その他当申請書に記載の申請内容に偽りはありません。
- 5 代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等（以下「代表者等」という。）が、高槻市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員、同条第3号に規定する暴力団密接関係者ではありません。
- 6 上記5のいずれかに該当することとなった場合は、直ちにそのことを市に届け出るとともに、該当の有無に関して調査が必要となった場合には、高槻市が求める必要な情報及び資料（法人の役員名簿等）を遅滞なく提出します。
- 7 調査等の結果、上記5のいずれかに該当することが判明した場合は、要綱第8条に基づき、支援金の交付を取り消されること、及び要綱第9条並びに第10条に基づき、支援金の返還が必要なことを確認しています。
- 8 高槻市に提出した資料等を、市が大阪府警察本部又は高槻警察署へ提供し、意見を聴くことに同意します。
- 9 同一の事業者として支援金を二重に受給するなど、その他市長が不適正と認めるときは、交付要綱に基づく返還を行います。

【参考：車両区分について】道路運送車両法に基づき、運輸局に提出しているものに準じます。

区 分		普通自動車		小型自動車		軽自動車	
構造	車輪	4輪以上	4輪以上	3輪	2輪	3輪以上	2輪
	長さ(m)		4.7以下	3輪の軽自動車より大きいもの	2輪の軽自動車より大きいもの	3.4以下	2.5以下
	幅(m)	小型自動車より大きいもの	1.7以下			1.48以下	1.3以下
	高さ(m)		2.0以下			2.0以下	2.0以下
	エンジンの総排気量(cc)※	同上	660をこえ 2,000以下	660をこえる	250をこえる	660以下	125をこえ 250以下

※ディーゼルエンジンの場合は排気量の適用なし。

※牽引車（トラクター）については「普通自動車」として計上します。

※被牽引車（トレーラー）については計上しません。

高槻市運送事業者物価高騰対策支援金  
交付決定通知書発行申請書

令和 年 月 日

（あて先）高槻市長

住 所 \_\_\_\_\_

申請者 法人名・屋号・商号 \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_

〔法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名〕

令和 年 月 日付けにて交付申請した高槻市運送事業者物価高騰対策支援金の交付決定通知書について、高槻市運送事業者物価高騰対策支援金交付要綱第5条第2項の規定により発行を申請します。

様

高槻市長

印

高槻市運送事業者物価高騰対策支援金  
交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった高槻市運送事業者物価高騰対策支援金については、次のとおり交付を決定したので、高槻市運送事業者物価高騰対策支援金交付要綱第5条第3項の規定により通知します。

- 1 給付金の交付決定日 \_\_\_\_\_ 年 月 日
- 2 給付金の交付決定額 \_\_\_\_\_ 円

高 第 号  
令和 年 月 日

様

高槻市長

印

高槻市運送事業者物価高騰対策支援金  
不交付決定通知書

令和 年 月 日付で申請のあった高槻市運送事業者物価高騰対策支援金については、次の理由により交付しないことに決定したので、高槻市運送事業者物価高騰対策支援金交付要綱第5条第4項の規定により通知します。

（交付しない理由）

高槻市運送事業者物価高騰対策支援金  
交付申請兼請求取下書

令和 年 月 日

（あて先）高槻市長

住 所 \_\_\_\_\_

申請者 法人名・屋号・商号 \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_ 印

〔 法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

令和 年 月 日付け高 第 号にて交付決定された高槻市運送事業者物価高騰対策支援金について、高槻市運送事業者物価高騰対策支援金交付要綱第7条第2項の規定により次のとおり申請を取り下げます。

1 取下げの理由

高 第 号  
令和 年 月 日

様

高槻市長

印

高槻市運送事業者物価高騰対策支援金  
交付決定取消通知書

令和 年 月 日付け高 第 号による高槻市運送事業者物価高騰対策支援金の交付決定については、高槻市運送事業者物価高騰対策支援金交付要綱第8条第2項の規定により次の理由により取り消したので通知します。

（取消の理由）

高 第 号  
令和 年 月 日

様

高槻市長

印

高槻市運送事業者物価高騰対策支援金  
返還通知書

令和 年 月 日付け高 第 号による交付決定により交付した高槻市運送事業者物価高騰対策支援金について、高槻市運送事業者物価高騰対策支援金交付要綱第9条第3項の規定により次のとおり返還を通知する。

1 返還決定額 \_\_\_\_\_ 円

2 返還理由